

香川県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第33号

香川県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

香川県行政手続条例施行規則（平成7年香川県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（用語）</u></p> <p><u>第1条 この規則において使用する用語は、香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。</u></p> <p>（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）</p> <p><u>第2条 条例第13条第2項第5号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。</u></p> <p>（1）・（2） 略</p> <p><u>（公示の方法）</u></p> <p><u>第3条 条例第15条第4項（条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p><u>（1） 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u></p> <p><u>（2） インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</u></p> <p>（職員以外に聴聞を主宰することができる者）</p>	<p>（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）</p> <p><u>第1条 香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号）第13条第2項第5号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。</u></p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（職員以外に聴聞を主宰することができる者）</p>

第4条 条例第19条第1項の規則で定める者は、条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分にあつては、当該合議制の機関の構成員とする。

第2条 香川県行政手続条例第19条第1項の規則で定める者は、条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分にあつては、当該合議制の機関の構成員とする。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。